

(別紙2)

2024年5月23日

11月祭事務局

第66回京都大学11月祭における酒類取扱について

1. 提案内容

第66回京都大学11月祭において、以下のような酒類規制を行うことを提案する。

- ① 飲酒を希望する20歳以上の人に対してアルコールパスを配布する。
- ② 飲酒可能な時間を17時までに制限する。
- ③ 酒類の売り歩きを禁止する。
- ④ 酒類持ち込みを禁止する。
- ⑤ 酒類販売が可能な企画種を模擬店企画のみとし、酒類販売を伴う企画の企画数を制限する。
- ⑥ 飲酒可能な区域を吉田南グラウンド内に制限する。
- ⑦ 販売する酒類について、アルコール度数、純アルコール量を基に制限を加える。

2. 酒類規制案について

酒類が提供される学園祭の魅力は当然認められるが、11月祭の安全性を確保することも、責任の主体である全学実行委員会に求められることであると考えている。昨年度の11月祭における酒類状況などもふまえて事務局内で検討を行い、上記のような酒類規制案を提案した。全面禁酒体制が過去5年間続いてきたこともあり、部分禁酒下の状況に関して不透明な部分が多いため、一定の規制を設ける形となった。